

北見市におけるガス漏れ事故に関する原子力安全・保安院長からの
嚴重注意・指示への対応および北海道産業保安監督部長への保安規程変更届出について

当社は、今年1月に発生した北見市におけるガス漏れ事故に関し、4月19日付の経済産業省原子力安全・保安院長からの嚴重注意および指示を受け、ガス漏れ事故の再発防止対策とその取り組み状況を取りまとめ、本日、原子力安全・保安院長への報告を行いました。

また、同じく本日、4月27日付で北海道産業保安監督部長から発せられた保安規程変更命令を受け、北海道産業保安監督部長への保安規程変更届出を行いましたので、あわせてご報告申し上げます。

当社としましては、同様の事故の再発防止に向け、このたび変更した保安規程を遵守し、各種の安全対策を着実に進めてまいる所存ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以下、本日の報告および保安規程変更の主な内容についてお知らせいたします。

1. 原子力安全・保安院長からの嚴重注意および指示への対応

(1) 北見市等への再確認とこれを踏まえた保安教育

- ・北見市からのガス事業譲受にあたっての引継ぎ時に不足していた過去の事故情報の一部や漏えい探査の固有のノウハウ等について、その有無も含めて北見市企業局時代の保安担当者への再確認を実施
- ・上記の再確認結果や北見地区の特徴等を踏まえ、北見地区で冬期間にガス漏えい調査を行う際のポイントを盛り込んだ保安教育資料や、通報受付担当者の職務をより確実なものとするための保安教育資料を整備し、より安全サイドに立った保安業務を実践するよう、保安要員に対する保安教育を実施

(2) 北見地区天然ガス転換の早期化

- ・道内ガス事業者との共同化転換計画の調整を行い、当社北見地区天然ガス転換作業は、当初計画の2009年9月～12月から2009年3月～8月に前倒しして実施することに決定し、他事業者への調整作業員の応援要請を行うとともに、LNGサテライト基地の詳細設計等の諸準備作業に着手

(3) 北見地区経年本支管対策の見直し

ねずみ鋳鉄管対策

- ・北見市における「ねずみ鋳鉄管」の入れ替えについては、当社の他の供給地区よりも優先して対策に取り組むこととし、対策完了年を従来計画の2015年から2008年に前倒しし、早期に対策を完了
- ・北見地区のねずみ鋳鉄管対策は、今回の事故事例を踏まえ、「旧河道部」並びに「道路横断部」に埋設されている導管を最優先と位置づけて入替等の対策を実施

その他経年本支管（白ガス管等）対策

- ・ねずみ鋳鉄管以外のその他経年本支管（白ガス管等）については、対策完了年を2015年と定めて積極的に対策を実施
- ・今年度は事故現場周辺の対策を優先的に行い、埋設土壌環境、埋設年度、漏えい履歴等に基づき、毎年度当初に当該年度の対策路線を設定して着実に対策を実施

2. 保安規程変更の主な内容

(1) 定期的な漏えい検査に関する事項

- ・一酸化炭素を含むガスを供給している北見地区の埋設経年管（ねずみ鑄鉄管、白ガス管等）に対して、天然ガス転換が完了するまでの間、法定の漏えい検査では12ヶ月に1回以上とされているところ、12ヶ月に2回以上の頻度で漏えい検査を実施することを規定
- ・一酸化炭素を含まないガスを供給している北見以外の地区のねずみ鑄鉄管にあつては、法定漏えい検査（40ヶ月に1回）を実施しない年度についても、毎年度1回以上自主的な漏えい検査を実施することを規定

(2) 出勤時の対応に関する事項

- ・ガス漏えい等に関する措置（通報受付、連絡、漏えい検査、原因究明、周知等）として、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」にあらかじめ定めるべき事項を規定
- ・特に、ガス漏えいの原因究明に時間を要する場合は、付近の住民等に対し、漏えいに関する周知を行うなどの具体的措置を規定

(3) 保安体制の強化に関する事項

ガス漏れ通報等に対する対応

- ・ガス漏えい等の通報受付において、通報内容を確実に把握して伝達できるよう、保安教育の実施項目として「通報内容の確実な把握と伝達に関する事項」を規定

保安業務の監督体制に関する事項

- ・保安統括者自らが保安出勤状況や緊急時の体制等を確認し、保安のために必要な事項を定期的に経営へ報告する旨を規定
- ・重大な事故の発生により、住民の安全確保や復旧作業に時間を要する非常事態の場合に、他のガス事業者からの協力をあおぎ、体制を強化して速やかに住民の安全確保が図れるよう、（社）日本ガス協会北海道部会に対する応援要請について規定
- ・各拠点の保安統括者間で定期的に事故事例やその再発防止対策等に係わる情報を共有化することを規定

(4) 保安教育の強化・充実

- ・保安管理者の職務として、保安統括者に対する保安教育・訓練の実施状況報告を規定
- ・保安教育の内容として「関連法令」「通報受付の確実な把握と伝達」「地域的特性」「事故事例」に関する事項を追加

以上